（和解条項案の書面による受諾等に関する経過措置）

第二十八条　改正後民事訴訟規則第百六十三条第三項、第百六十四条第二項及び第三項並びに第百六十九条の規定は、第二条改正後事件における改正後民事訴訟法第二百六十四条第一項の規定による和解条項案の書面による受諾、裁判所等が定める和解条項及び訴え提起前の和解について適用し、第二条改正前事件における同項の規定による和解条項案の書面による受諾、裁判所等が定める和解条項及び訴え提起前の和解については、なお従前の例による。

２　第二条改正前事件における改正後民事訴訟法第二百六十四条第二項の規定による和解条項案の書面による受諾については、改正後民事訴訟規則第百六十三条第四項中「記録した電子調書」とあるのは、「記載した調書」として、同項の規定を適用する。

（上告提起の場合の費用の予納等に関する経過措置）

第二十九条　第二条改正前事件における上告、上告受理の申立て、民事訴訟法第三百三十条の抗告、同法第三百三十六条第一項の抗告及び同法第三百三十七条第一項の抗告（次項において「上告等」という。）に必要な費用の予納については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第百八十九条（改正後民事訴訟規則第百九十九条第二項、第二百八条及び第二百九条において準用する場合を含む。）、第百九十四条（改正後民事訴訟規則第百九十九条第二項において準用する場合を含む。）、第百九十五条（改正後民事訴訟規則第百九十九条第二項、第二百八条及び第二百九条において準用する場合を含む。）及び第二百十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における上告等について適用し、第二条改正前事件における上告等については、なお従前の例による。

（再審の訴状等の添付書類に関する経過措置）

第三十条　改正後民事訴訟規則第二百十一条第二項及び第三項（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二百十二条において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける再審の訴状又は申立書の添付書類について、適用する。

（手形訴訟等に関する経過措置）

第三十一条　改正後民事訴訟規則第二百二十条第一項及び第四項から第六項まで（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二百二十一条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における手形訴訟又は小切手訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしてする支払督促の申立てについて適用し、第二条改正前事件における手形訴訟又は小切手訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしてする支払督促の申立てについては、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第二百二十条第二項及び第三項（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二百二十一条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における手形訴訟又は小切手訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしてする支払督促の申立てについて適用する。

（最高裁判所裁判事務処理規則の一部改正）

第三十二条　最高裁判所裁判事務処理規則（昭和二十二年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　裁判書又は電子裁判書（裁判所が法律の定めるところにより作成した裁判の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。次条において同じ。）に各裁判官の意見を表示するには、理由を明らかにして、これをしなければならない。	**第十三条**　裁判書に各裁判官の意見を表示するには、理由を明らかにして、これをしなければならない。
第十四条　第十二条の裁判をしたときは、その要旨を官報に公告し、かつその裁判書の正本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十三条第二項（同法第百二十二条において準用する場合を含む。）の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（以下この条において「電子裁判書記録事項証明書」という。）を内閣に送付する。その裁判が、法律が憲法に適合しないと判断したものであるときは、その裁判書の正本又は電子裁判書記録事項証明書を国会にも送付する。	**第十四条**　第十二条の裁判をしたときは、その要旨を官報に公告し、且つその裁判書の正本を内閣に送付する。その裁判が、法律が憲法に適合しないと判断したものであるときは、その裁判書の正本を国会にも送付する。